

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

宮崎厚生年金 事案 522(事案 142 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年5月1日から20年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を18年5月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月15日とし、当該期間の標準報酬月額については50円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月1日から20年8月15日まで

私は、昭和18年3月から、国家総動員法に基づく徴用工としてB県C市に所在したA社に勤務していた。同事業所に在籍している時に原爆が投下され、負傷者の救護活動に参加したことを記憶しており、当時の被爆者手帳も持っている。

当時、同事業所に勤務していた同郷の知人には、厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いことに納得がいかず、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、私の被爆者手帳を提出するとともに、申立期間に係る前述の知人とは別の同郷の同僚の被保険者記録が見つかったとのことなので、再調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、A社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び労働者年金保険記号番号払出簿に、申立人の氏名が記載

されておらず、申立人が申立事業所の厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人が新たに氏名を挙げた同僚については、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、複数の同僚が、「多くの徴用工が寮生活をしており、全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、今回、申立人が新たに氏名を挙げた同僚を含む同僚9人が昭和18年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、同僚9人のうち申立期間の途中で召集されたとする者一人を除く全員が20年8月15日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和18年5月1日から20年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和18年5月から20年7月までの標準報酬月額については、申立人と一緒に勤務していたとする同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主が申立てどおりの資格取得届を提出した場合、資格喪失届を提出する機会があることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれを記録していないとは考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出が提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和18年5月から20年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和18年3月1日から同年4月30日までの期間については、前述の被保険者名簿から申立人が新たに氏名を挙げた同僚を含む9人について、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

また、申立事業所は、昭和30年9月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、人事記録、賃金台帳等関連資料が無いことから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月9日、17年6月29日及び18年6月29日は16万円に、同年12月8日は15万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成17年6月
③ 平成18年6月
④ 平成18年12月

私は、A事業所において、毎年2回の賞与の支給を受けていた。

ねんきん定期便では、全ての申立期間の標準賞与額の記録は無いが、私の所持している賞与明細書において、賞与の支給があったこと及び当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

全ての申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与明細書から、申立人は全ての申立期間について事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年12月9日、17年6月29日、及び18年6月29日は16万円に、同年12月8日は15万6,000円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年7月8日、A社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和42年7月にA社からA社B事業所に異動した。

しかしながら、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

異動の際は一日の空きも無く継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る当期末退職給与金の記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和30年6月1日から44年9月20日までの期間において、A社に継続して勤務（昭和42年7月8日にA社からA社B事業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名が確認できない一方、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和42年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社B事業所及びA社C事業所に係る被保険者

原票により、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者であった者全員が同日に被保険者資格を喪失した後、同日にA社C事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、A社B事業所について、A社C事業所に厚生年金保険の適用事業所として同日付けで統合した状況がうかがえるとともに、同年7月8日の異動によりA社B事業所に在籍していた申立人については、A社B事業所での資格取得手続きが行われないうまま、A社B事業所がA社C事業所に厚生年金保険の適用事業所として統合された同年8月1日にA社C事業所において資格取得手続きが行われた状況がうかがえる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る昭和42年8月1日の被保険者原票により4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年7月8日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月まで

私は、高等学校卒業後の昭和 51 年 3 月から、A 市の B 事業所に勤務し、同年 4 月に各種学校に入学した後は、午前中、同学校に通い、同事業所には午後 1 時から午後 7 時までの時間帯において勤務しており、週 1 回程度の夜勤と、夜の電話番も行っていった。

私の年金記録では、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、私が保管している給料支払明細書では、「厚生年金」の欄に金額の記載があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 25 日までの期間において、B 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険事業所原簿によると、申立事業所は、申立期間を含めて現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、申立期間及びその前後の期間を通じて厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が保管する申立期間(昭和 52 年 8 月及び 53 年 12 月を除く。)の給料支払明細書(賞与分を除く。)において、「厚生年金」の欄に控除額の記載が確認できるものの、その額は、申立期間当時の厚生年金保険料率で算出し

た額と大きくかけ離れている一方、当時の失業保険料率で算出した額に近似しているところ、当該明細書において「失業保険料」の欄に控除額の記載が無いことなどから判断すると、「厚生年金」欄に記載された金額は、厚生年金保険料ではなく失業保険料であることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年4月1日まで

私は、平成7年6月から10年3月までの期間において、A事業所に勤務していた。

ねんきん定期便では、平成9年10月から10年3月までの標準報酬月額が「170千円」とされているが、私が保管する申立期間の賃金明細書では、平成9年の定時決定の対象月である同年5月、同年6月及び同年7月の給与支給額を平均すると、約21万9,000円になると思うので、当該金額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した賃金明細書によれば、申立期間の標準報酬月額の算定の基礎となる平成9年5月、同年6月及び同年7月の給与支給額の平均額は、22万円の標準報酬月額に相当する金額であることが確認できる。

しかしながら、当該明細書で確認できる申立期間の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額（17万円）と同額である

ことが確認できるとともに、申立事業所が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によれば、平成9年5月、同年6月及び同年7月の給与支払額はいずれも17万4,445円と記載されており、その平均額はオンライン記録における標準報酬月額（17万円）に相当する額であることが確認できるところ、申立事業所は、「月毎の出勤日数に変動があるため、年間での平均額を採用して届出を行っていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 61 年 9 月まで

私は、A社の幹部から 20 万円の給与額を提示され、昭和 52 年 11 月にB市C店の店長として採用された。

店舗では、開店前の午前 6 時から閉店後の夜 9 時頃まで業務に従事していた。

しかしながら、年金事務所の記録上の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より著しく低い額で記録されているので、申立期間について、実際に支給された給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の幹部から約 20 万円の給与額を提示され店長として採用されたが、標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されている。」と申し立てている。

しかしながら、当時の経理担当者は「厚生年金保険料は、当社が提出した届出に基づいて社会保険事務所（当時）から送付を受けた標準報酬決定通知書の標準報酬月額に基づき給与から控除していた。」と供述しているところ、同僚二人が保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、前述の被保険者原票に記載された申立人及び同僚二人に係る標準報酬月額等について、遡及して訂正が行われたなどの不自然な点は見られない。

さらに、前述の被保険者原票により、昭和 39 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 25 日までの期間において当該事業所の被保険者資格を取得した男子被保険者 49 人のうち、52 年 10 月の標準報酬月額が申立人の主張する 20 万円以上の者は 3 人のみである上、申立人と同じく店長であったとする者（資格取得日は、昭和 48 年 5 月 10 日）の 52 年 10 月の標準報酬月額は申立人の申立期間始期（昭和 52 年 11 月）における標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間における給与明細書及び所得税源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 43 年 4 月 17 日まで

私は、A 県 B 市に所在する事業所を退職した後、C 事業所に採用され、昭和 42 年 12 月から 43 年 4 月 16 日までの期間において勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

当該期間について、同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 事業所に係る具体的な記憶（当時の所在地及び業務内容等）から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 43 年 3 月 20 日から同年 4 月 16 日までの期間について、申立事業所とは異なる D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者期間と符合する雇用保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が申立期間のうち少なくとも当該期間については申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立人は当時の上司、同僚等の氏名を記憶していない上、申立事業所の人事担当者は、「正職員の人事記録は保存されているが、当該人事記録に申立人の氏名は無い。臨時職員の人事記録については保存されていないため、申立人を採用していたか否か分からない。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除

の状況等について確認することができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる5人に照会し、このうちの二人から回答があったが、いずれも、「申立人を知らない。」と供述しており、申立人が申立事業所において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。